

度会広域連合広域計画

(令和6年2月)

1. 計画策定の趣旨

平成12年にスタートした介護保険制度に適切かつ効果的に対応するため、平成11年6月1日に度会町、旧南勢町、旧南島町、旧紀勢町、旧大内山村及び旧大宮町で度会広域連合（以下「広域連合」という。）を設立しました。その後、平成17年に旧紀勢町、旧大内山村及び旧大宮町が合併して大紀町となり、旧南勢町と旧南島町が合併して南伊勢町となり、以降、度会町、大紀町及び南伊勢町（以下「関係町」という。）で広域連合を構成しています。

広域連合は、関係町とともに介護保険制度や障害者福祉制度等を効果的に運用するため広域計画を策定し、広域連合規約第4条に掲げる事務等を進めていきます。

広域計画は、広域連合規約第4条に掲げる事務に関する事務処理の方針を定めるとともに、広域連合と関係町の役割分担を明確にし、連絡調整を図りながら処理することが必要な事項について定めるものです。

2. 計画の性格と役割

広域計画は、当該計画で定めようとする項目について、関係町の「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」等の諸計画との調整を図り、関係町との一層の連携をもって、介護保険制度と障害者福祉制度の適正な運営についての調整を行うための計画とします。

また、関係機関、民間事業者や団体等に対して、介護保険制度や障害者福祉制度への理解と協力を求め、この制度への積極的な参加を求めていくものとします。

3. 計画実施にあたっての基本的方針

以下を基本的な方針として、広域連合と関係町は、広域連合管内の住民の福祉の増進を図るために事務を進めています。

- (1) 広域連合と関係町は、関係する事務を相互に補完します。
- (2) 広域連合は、関係町の広域的な行政需要の把握と事業化の調査研究を行い、必要に応じて事業に取り組みます。
- (3) 広域連合は、国や県の施策の動向を把握し、自らの創意と工夫により施策の展開を検討し、必要に応じて関係町に提案します。

4. 広域連合と関係町の基本的役割

広域連合と関係町は以下の基本的役割をそれぞれが果たし、かつ、協力をして事務を処理することにより広域連合管内の住民が安心して暮らすことができる地域づくりを行います。

広域連合…広域連合規約第4条に掲げる事務を行います。また、関係町の施策における広域連携の必要性等の調整を行います。

関係町…広域連合が処理する事務や調査研究に積極的に協力するとともに、関係町間相互の調整を必要とすることについては、広域連合の連絡調整機能の活用を検討します。

5. 基本計画

広域連合規約第5条に基づき、次の項目を設定します。

- (1) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること
 - (2) 訪問調査に関すること
 - (3) 要介護認定、要支援認定、更新等の事務に関すること
 - (4) 介護支援中央情報センターの設置及び運営に関すること
 - (5) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく関係町との連絡調整事務に関すること
 - (6) ホームヘルパーの養成に関すること
 - (7) 関係町が指定する介護保険事業所の指導に関すること
 - (8) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関すること
 - (9) 育成医療給付の審査に関すること
 - (10) 障害者等の基本計画及び福祉計画に基づく関係町との連絡調整事務に関すること
- 2 前項に掲げる事務についての連絡調整に関すること。

6. 基本計画の方針及び広域連合と関係町の役割

- (1) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること

[1] 現状

高齢者が介護サービスを利用して自立した日常生活を営むことを支援するためだけではなく、適切な保険給付を行うためにも要支援認定と要介護認定（以下「介護認定」という。）は適切に行う必要があります。

令和5年度現在、広域連合では、医療・保健・福祉の学識経験を有する30名を広域連合長が委員として任命しています。それぞれの委員は6つのグループに分かれて所属し、「公正性、客観性、明瞭性」を確保し、年間2,000件程度の介護認定を行っています。

[2] 今後の方針

持続可能で安定した介護認定審査会の運営を行うため、介護認定審査会委員の確保に努め、効率的な介護認定審査会運営を検討します。

「公正性、客観性、明瞭性」を確保するため、合議体間の審査判定の手順や基準の平準化を図ります。

[3] 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の事務を行い、介護認定審査会を適切に運営します。

- ① 関係町や関係団体と連携し、持続可能な介護認定審査会のための委員を確保します。
- ② 関係町と関係団体より推薦を受けた介護認定審査会委員の任命を行います。
- ③ 介護認定審査会の合議体数や開催方法等の検討を通じ、効率的な介護認定審査会運営体制を整えます。
- ④ 審査判定の手順や基準の平準化を図るため、介護認定審査会委員の研修や委員長会議を開催します。

関係町は、介護認定審査会委員の推薦や介護認定審査会場の確保等、介護認定審査会の設置運営が円滑に行われるよう、広域連合に協力します。

- (2) 訪問調査に関すること

[1] 現状

介護保険法及び障害者総合支援法における訪問調査は認定調査とよばれ、原則調査員1名が申請者のもとを訪れて身体機能や認知機能、生活の様子などを1~2時間程度かけて聴き取り、その内容を文書等で認定審査会に届けます。認定審査会で取り扱う一次判定の結果は、認定調査の内容によって大

きく左右されます。また、令和3年3月末現在広域連合では、審査会での議論を経ても一次判定どおり認定される割合は介護認定審査会で約80%、障害支援区分認定審査会では約90%であり、認定において認定調査が果たす役割は非常に大きいものと言えます。

広域連合では、広域連合管内及び近隣（片道1時間程度で訪問可）で生活する申請者に対しては直接職員が認定調査に赴き、それ以外の遠方で生活する申請者に対する認定調査は民間事業所等に委託してきました。

② 今後の方針

認定を迅速かつ公正に進めるため、認定調査に必要な認定調査員の確保と資質向上を図ります。

介護認定においては分権型社会における行政職の役割を果たすにあたり、広域連合管内及び近隣で生活する申請者についても一定数を民間事業所等に委託することとする、広域連合正規職員を要とした認定調査体制を構築していきます。

障害支援区分認定調査においては、原則広域連合職員で実施することとし、県外等の遠隔地は現地の民間事業所等に委託していきます。

このことにより、今まで以上に安定した認定調査の実施を可能とするほか、認定調査を通じた行政と民間事業所等の相互理解を深めていくことを目指します。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の事務を通じ、より安定した認定調査体制を構築します。

- ① 認定調査を実施又は民間事業所等へ委託します。
- ② 認定調査が滞ることのないように、認定調査員の募集方法について検討します。
- ③ 認定調査員の資質向上を図るため、研修会を開催します。また、それぞれの調査員に応じた個別研修を実施します。
- ④ 適正な調査が実施できるよう民間事業所に対して認定調査の正しい理解の普及啓発を行います。

関係町は、調査対象者の情報提供や認定調査員募集の周知を行う等、広域連合の認定調査体制つくりに協力します。

(3) 要介護認定、要支援認定、更新等の事務に関するこ

① 現状

介護認定の効力は申請日までさかのぼることになっていますが、高齢者の生活はわずかなことでも変化することを考慮し、広域連合は、関係町や関係機関等と連携を密にして迅速な介護認定事務に努めています。

また、一般的に1件の介護認定には4万円程度の公費がかかるとも言われています。必要な方だけに介護認定を行い、公費の適切な支出につなげることを目標とし、広域連合は関係町や関係機関等と連携を密にし、適切な介護認定事務に努めています。

② 今後の方針

迅速な介護認定事務を行うため、関係町や関係機関等との連携を密にし、介護認定審査会資料が整い次第直近の介護認定審査会で審査判定を行う介護認定体制を継続します。

また、必要な時に必要な介護認定ができるように、住民や関係機関に対して正しい介護認定の理解を深めています。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の事務を行います。

- ① 介護認定申請に基づき、認定調査業務を実施し、主治医意見書作成を依頼します。
- ② 介護認定審査会の判定に基づく認定結果を関係町へ送付します。
- ③ 介護認定の正しい理解の普及啓発のため、地域において説明会や研修会等を実施します。

関係町は以下の事務を行います。

- ① 介護認定申請の受付窓口として申請受付事務を行い、広域連合へ申請書を送付します。
- ② 広域連合から送付された認定結果をもとに、申請者へ保険証を送付します。

(4) 介護支援中央情報センターの設置及び運営に関すること

① 現状

保険者である関係町においては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を整えていくことが求められています。その際には、行政や民間事業所、住民等が一緒になって高齢者の暮らしを考え、地域のあり方を考えていく必要があります。

広域連合では、地域包括ケアシステム構築に関わる関係者（以下、「関係者」という。）が、高齢者の暮らしや地域のあり方を考えるために必要となる関係町の状況や介護認定者の状況などの情報を管理・提供しています。

② 今後の方針

現在の介護支援中央情報センターの体制を維持するとともに、必要に応じて管理・提供する情報の範囲を検討していきます。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の情報を収集・管理し、適切な方法で関係者に提供します。

- ① 介護認定に係る最新の各種情報
- ② 広域連合による介護認定審査会の運営支援及び認定記録管理
- ③ 介護支援専門員の介護サービス計画作成支援
- ④ その他、関係町と検討し必要と認められた情報

関係町は、広域連合が行う上記の情報収集や情報提供に協力をするとともに、必要に応じて広域連合の介護支援中央情報センター機能の活用を検討します。

(5) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく関係町との連絡調整事務に関するこ

① 現状

3年に1度、保険者である関係町において作成される介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（以下「事業計画」という。）は、関係町内の高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を安全に安心して営むことを具現化していくための計画であり、高齢者福祉に対する関係町の方針を示すものです。

介護保険制度は全国共通の制度ですが、各保険者の地域特性によって支援の需要は様々です。関係町はそれぞれの地域における支援の需要を満たすため、事業計画のもとに地域マネジメントを行っていきます。

その際、広域連合はそれぞれの関係町が必要とする方法で連絡調整事務を行っています。

② 今後の方針

事業計画の策定時と実行時に、それぞれの関係町が必要とする方法で連絡調整事務を行います。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の連絡調整事務を行います。

- ① 事業計画策定時に必要とされる資料を提供します。
- ② 事業計画策定時に必要とされる意見を伝えます。
- ③ 事業計画策定時や実行時に必要とされる会議を開催します。
- ④ 事業計画実行時に必要とされる会議に参加し、求められる役割を果たします。

関係町は、広域連合とそれぞれの関係町の地域の実情に応じた連携方法を検討し、提案します。

(6) ホームヘルパーの養成に関すること

① 現状

高齢者や障害者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を安全に安心して営むためには周囲の支援が必要な場合があります。住民の互助では対応できない支援内容は専門職による支援が必要であり、専門職による支援のひとつにホームヘルパーによる支援があります。

支援の担い手となるホームヘルパーが関係町内で活躍し、高齢者や障害者が自立した生活を送ることができる環境を整えることが求められます。

ホームヘルパーの養成に関することについて、広域連合に直接問い合わせをいただくことは少ないので現状です。

② 今後の方針

関係町の状況に応じて展開されているホームヘルパー養成に協力します。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は、関係町において展開されているホームヘルパー養成に関する実情を把握し、住民や関係機関から問い合わせがあった際にはその情報を提供します。

関係町は、それぞれの実情に応じたホームヘルパーの養成に関する業務を検討し、必要に応じて広域連合との連携のあり方を検討します。

(7) 関係町が指定する介護保険事業所の指導に関すること

① 現状

介護保険事業所（以下「事業所」という。）に対する指導は、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的として行うものです。その実施に当たっては、事業所自らが法令遵守を行えるように、事業所を支援することを基本としています。

現在、広域連合では、全事業所に対して情報を伝達する「集団指導」と、選択した事業所ごとに介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等について確認する「運営指導」を行っていますが、事業所においては、指導は支援であるという基本的な考えが浸透していない状況です。

また、運営指導時には法令等の解釈誤り等、基本的な項目についての指摘が多数みられるところです。

② 今後の方針

広域連合は、指導を通じて、事業所とその職員が地域で活躍できることを支援し、事業所と広域連合が連携して住民が安心して暮らせる地域をつくることを目指します。

まず、集団指導や運営指導に加え、事業所の負担軽減につながる活動を行い、指導は支援であることの理解を浸透させていきます。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の事務を行い、関係町が指定する事業所の支援を行います。

- ① 集団指導を通じて、制度改正の内容や介護報酬請求の取り扱い等の周知、及び過去の指導事例などを、事業所に対し伝達します。
- ② 運営指導を通じて、事業所が法令を正しく理解しているか、介護報酬請求に誤りがないか、介護サービスの質の向上に努めているか等を確認し、間違いがあれば自主的に修正するよう促します。
- ③ 運営指導において法令違反や不正等が明らかになった場合やその疑いがある場合について、関係町に対し監査への変更を提案します。
- ④ 集団指導や運営指導を通じて地域の事業所の現状を把握し、指導の目的を満たすために事業所の業務負担を減らす取り組みを行います。
- ⑤ 事業所から関係町に寄せられる質問事項に対して返答する際や関係町が基準等を決定する際に、助言を行います。
- ⑥ その他、事業所とその職員が地域で活躍するために必要とする業務を行います。

関係町は、運営指導における事業所の選定に協力します。また、集団指導・運営指導に必要な情報を広域連合に提供します。

(8) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関すること

① 現状

障害者がサービスを利用して自立した日常生活を営むことを支援するためだけではなく、適切な支給決定を行うためにも障害支援区分認定と支給決定基準等と乖離する支給決定の審査は適切に行う必要があります。

令和5年度現在、広域連合では、身体障害・知的障害・精神障害の学識経験を有する12名を広域連合長が委員として任命しています。それぞれの委員は2つのグループに分かれて所属し、「公正性、客観性、明瞭性」を確保し、年間100件程度の障害支援区分認定を行っています。

② 今後の方針

持続可能で安定した障害支援区分認定審査会の運営を行うため、障害支援区分認定審査会委員の確保に努め、効率的な審査会開催を目指します。

「公正性、客観性、明瞭性」を確保するため、合議体間の審査判定の手順や基準の平準化を図ります。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は以下の事務を行い、障害支援区分認定審査会を適切に運営します。

- ① 関係町や関係団体と連携し、持続可能な障害支援区分認定審査会のための委員を確保します。
- ② 関係町と関係団体より推薦を受けた障害支援区分認定審査会委員の任命を行います。
- ③ 障害支援区分認定審査会の合議体数や開催方法等の検討を通じ、効率的な障害支援区分認定審査会運営体制を整えます。
- ④ 審査判定の手順や基準の平準化を図るため、障害支援区分認定審査会委員の研修や委員長会議を開催します。

関係町は、障害支援区分認定審査会委員の推薦や障害支援区分認定審査会場の確保等、障害支援区分認定審査会の設置運営が円滑に行われるよう、広域連合に協力します。

(9) 育成医療給付に関するここと

① 現状

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。あくまで医療の給付を目的としている為、育成医療の対象となるかどうか指定医療機関の主治医に相談の上、該当する治療を受ける前に申請し、給付認定、受給者証の発行を受ける必要があります。

現在、給付認定にかかる審査に関して専門医に委嘱をしており、関係町からの依頼に基づき、事務局で書類の不備を確認した上で審査委員に審査を依頼しております。年間平均6件の審査を行い、適正な給付に努めています。

② 今後の方針

支給の遅延がないように迅速で適正な審査を行うように努めます。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は、制度の改正等に対応し、情報提供等を行うことで審査委員の資質の向上に努めると共に、関係町と連携を密にすることで給付対象者の把握を行い、審査委員が迅速で適正な審査を行える環境を整えます。

関係町は、迅速で適正な審査に協力する為に給付対象者の必要な情報や制度の改正等について広域連合に情報提供等を行います。

(10) 障害者等の基本計画及び福祉計画に基づく関係町との連絡調整事務に関するこ

① 現状

関係町において障害者基本法の理念に基づき、障害者に関わる保健・医療、生活支援・教育・雇用・就労、社会参加、まちづくりなどの方針を定めた基本計画を6年に1度策定し、その基本計画の実施計画として障害福祉サービスの見込み量、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関するなどを定めた福祉計画、障害児福祉計画を3年に1度策定しています。

障害福祉制度は全国共通の制度ですが、地域特性によって支援の需要は様々です。関係町はそれぞれの地域における支援の需要を満たすため、計画のもとに地域マネジメントを行っていきます。広域連合は専門性、客觀性、継続性の組織的な強みを活かし、地域の実状に応じた計画策定ができるよう、また、計画が推進されるよう関係町を補完します。

② 今後の方針

関係町の自立支援協議会（以下「協議会」という。）事務局の一員として建設的な協議が継続的でできるように連絡調整事務を行います。また、関係町の喫緊の課題である「親亡き後の地域支援体制整備」である地域生活支援拠点整備事業が促進されるように連絡調整事務を行います。

③ 広域連合と関係町の役割

広域連合は、協議会事務局の一員として以下の連絡調整事務を行います。

- ① 年度毎の達成目標の設定、活動スケジュール作成、進捗確認とスケジュール再調整について関係町担当者を支援するよう努めます。
- ② 協議会前に打ち合わせを行い、協議会毎に必要な資料作成について関係町担当者業務を補完し、建設的な協議が継続できるように支援するよう努めます。
- ③ 協議会の場において、設定された目標達成ができるよう議事進行について、関係町担当者等の説明等を補完するよう努めます。
- ④ 関係町の障害者等の基本計画及び福祉計画の推進を目的とし、関係町担当者の求めに応じ伊勢

志摩圏域自立支援協議会へ参画できるよう努めます。

- ⑤ その他、障害者等の基本計画及び福祉計画の推進に関し、関係町が必要と求める業務を行うよう努めます。

関係町は、継続的で建設的な協議会が開催されるよう協議会の議事日程を作成し、協議会運営に関する情報等を広域連合に提供します。

また、広域連合は、地域生活支援拠点整備支援業務として、以下の連絡調整事務を行います。

- ① 障害支援区分認定業務等を通じ、地域生活支援拠点整備の進捗状況を関係町担当者に報告するよう努めます。
- ② 障害支援区分認定業務等を通じ、関係町の地域生活支援拠点整備に協力をしてくれる事業所情報を収集し、関係町担当者等へ報告するよう努めます。
- ③ 地域生活支援拠点整備に協力をしてくれる事業所と関係町の連絡調整を行うよう努めます。また、関係町と共に地域生活支援拠点整備事業の説明等を行い、協力事業所が1つでも増えるよう努めます。
- ④ 関係町の相談支援専門員の新任研修、現任研修の現場実習支援を行うよう努めます。また、その他関係町に必要な人材発掘、育成支援を行うよう努めます。
- ⑤ その他、地域生活支援拠点整備事業に関し、関係町が必要と求める業務を行うよう努めます。

関係町は、障害者等の基本計画及び福祉計画の策定・評価を行い、町づくりの行動指針を示し、年度毎の目標を定め、広域連合に協力を求めます。

2 前項に掲げる事務についての連絡調整に関するこ

社会情勢の変化などにより、高齢者や障害者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。その変化に伴い介護保険制度や障害者福祉制度も随時改正されており、広域連合と関係町は、その改正に柔軟に対応していく必要があります。

広域連合は、補完性の関係のもとで広域連合と関係町の最も効果的な連携のあり方を検討すべく、定期的に意見交換できる場として担当者会議と担当課長会議を開催します。その場では、介護保険制度や障害者福祉制度を進めていくなかで生じる課題に対処していく方法を意見交換し、必要に応じて広域連合が新たに取り組む業務の有無を検討します。その際に広域連合は、新たに取り組むべき課題や検討すべき事項等について調査研究を行っていきます。

7. 計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、原則として令和6年度から令和8年度までの3年間とし、その後3ヵ年を単位に見直しを行うものとします。ただし、事務の追加等変更の必要が生じ、広域連合長が認めたときは随時改定を行うものとします。